

「自転車安全・適正利用推進宣言事業所」の募集について

令和6年4月1日に「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」が施行されました。

山口県では、条例の趣旨に基づき、ヘルメットの着用や、自転車損害賠償責任保険等への加入促進等について、積極的に取り組む県内の事業所の活動を応援しています。



©山口県

のぼり旗を
進呈します



(イメージ)

令和6年4月1日施行

「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」

ヘルメットの着用

すべての年齢層で自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務とされています。



ヘルメット非着用時の致死率

約 **3.9** 倍

(山口県内、令和元年から令和5年の事故による)

自転車保険等への加入

(令和6年10月1日から)

自転車利用者等は自転車損害賠償責任保険等に参加しなければなりません。



自転車事故の高額賠償事例

約 **9,500** 万円



山口県

自転車安全・適正利用推進宣言

- 一 自転車安全・適正利用推進宣言事業所として、自転車の安全利用及び交通事故防止に取り組んでまいります。
- 二 自転車利用時における乗車用ヘルメットの着用を促進してまいります。
- 三 自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等の加入を促進してまいります。
- 四 県等が実施する自転車の安全・適正利用に係る施策に協力してまいります。

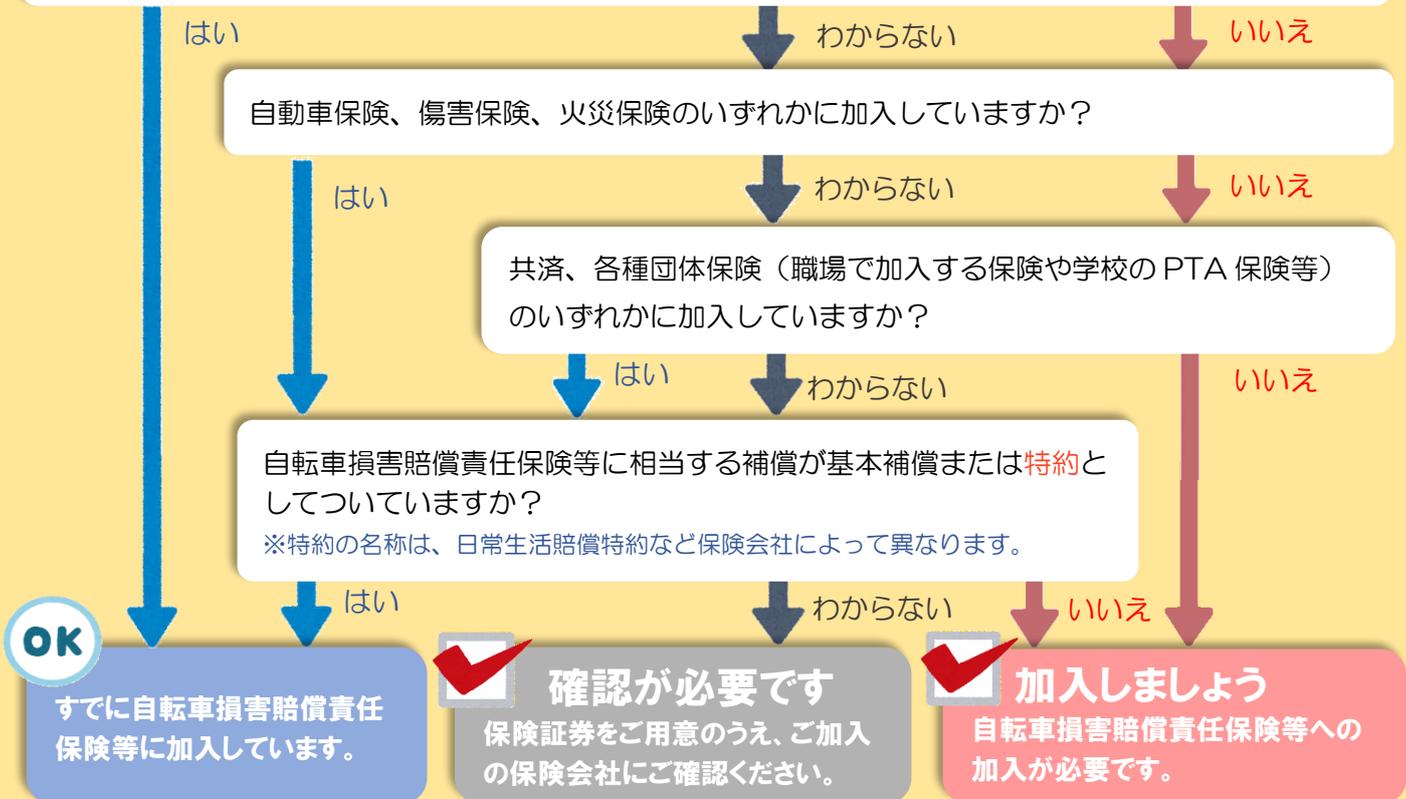
※ 届出をご希望の事業所は、「自転車安全・適正利用推進宣言事業所届出書」を県民生活課までご提出をお願いします。（県内に所在する事業所に限る）

※ 推進宣言事業所名や報告いただいた取組内容については、県のホームページ等で公開いたします。

自転車損害賠償責任保険等の加入状況を **チェック** しましょう

自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などに備えて、**相手の生命または身体の損害を補償できる保険（自転車損害賠償責任保険等）**に加入していますか？

※点検整備した自転車に張られる「TSマーク」も該当します。



個人加入の自転車損害賠償責任保険等では、業務中の事故は補償の対象外となることがあります。



←「自転車安全・適正利用推進宣言事業所」の詳細はこちらから
(山口県ホームページ)

【お問い合わせ先】

環境生活部 県民生活課 地域安心・安全推進班
TEL 083-933-2619